

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 個人・世帯の方へ①

給付

休業手当を受けられない方へ

新型コロナウイルス感染症  
対応休業支援金・給付金

事業主の指示により休業した中小企業主の労働者で、その休業に対する賃金(休業手当)を受けられない方へ給付金を支給

厚生労働省新型コロナウイルス  
感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター  
TEL:0120-221-276

解雇等により  
住宅を失った  
(失う恐れのある)方へ

住居確保給付金

住宅を失っている方又は住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給

名古屋市仕事・暮らし自立サポート  
センター名駅 TEL:052-446-7333

市営住宅の提供

解雇等により住宅の確保が困難となった方に対して、市営住宅を提供(有償)

名古屋市住宅供給公社管理課  
TEL:052-523-3875

援助①

学校・保育所へ通う  
子どもがいる方へ

就学援助

市立小中学校又は国立小中学校へ就学させるのにお困りの方に、給食費や学用品費などの費用を援助する制度

教育委員会事務局学事課  
TEL:052-972-3217

名古屋市奨学金  
(高等学校等給付型奨学金)

市内在住の高校生のうち、保護者等の年収見込額が市民税所得割非課税相当となる方に奨学金を給付(公立60,000円、私立72,000円)  
・選考あり。在籍高校を通じて申請

教育委員会事務局学事課  
TEL:052-972-3385

学校・保育所へ通う  
子どもがいる方へ

市立高等学校入学料・  
授業料免除

市立高等学校の入学料または授業料の免除

入学・在学する市立高等学校に  
お問い合わせ下さい。

利用者負担額(保育料)の  
日割り計算による減額

本市からの要請により、保育所等が臨時休園になる場合や、登園停止になる場合、保育料の日割り計算による減額を実施

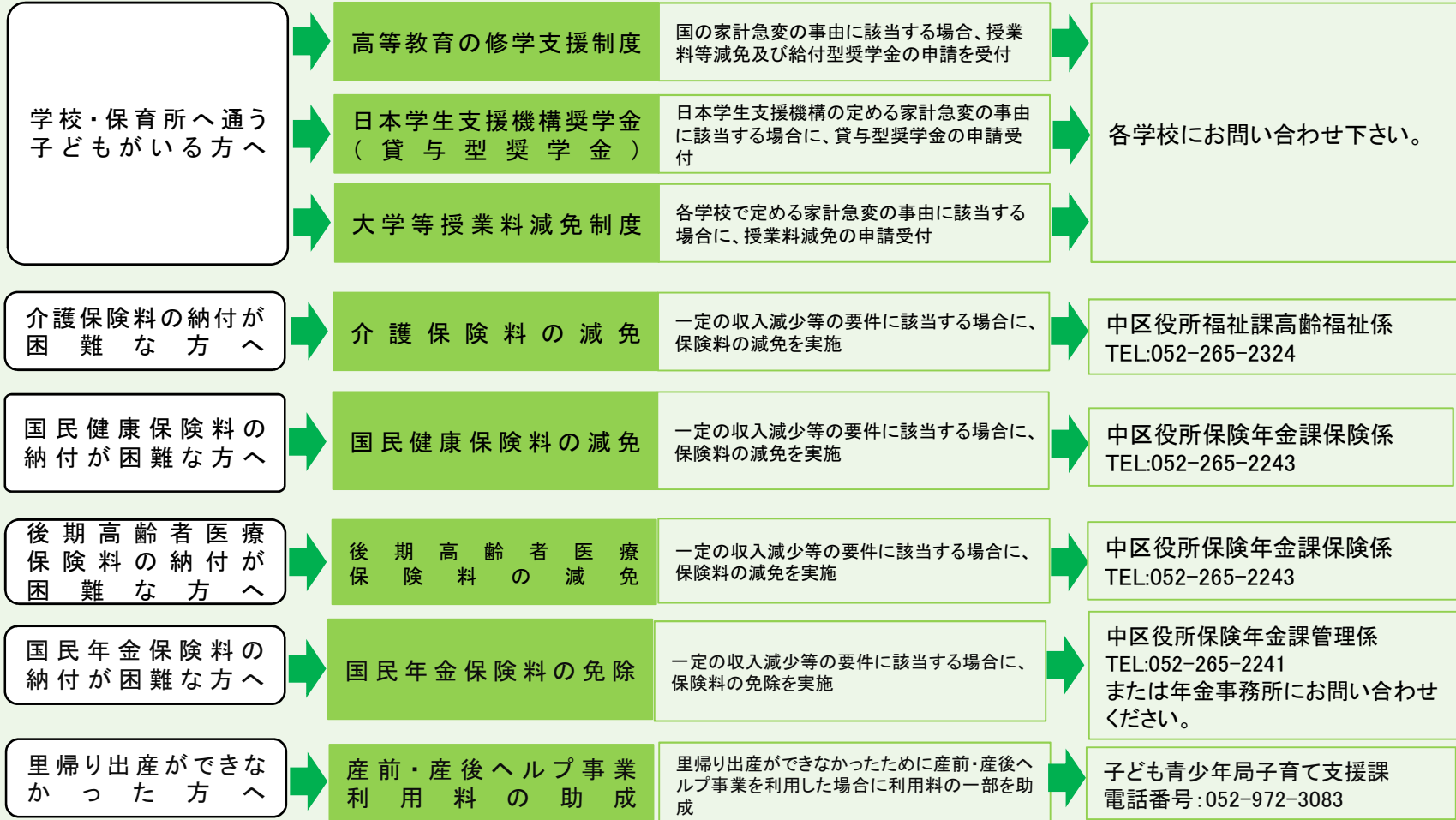
子ども青少年局保育企画室  
TEL:052-972-2528

2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 個人・世帯の方へ②

### 援助②



2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 個人・世帯の方へ③

### 援助③

個人市民税の納付が困難な方へ

個人市民税の減免（第2期（8月）分以降新たに課税となった方については、最初の納期限まで※当日消印有効）

所得の大幅な減少が見込まれる方などに対する個人市民税の減免の実施

栄市税事務所個人市民税第一係 TEL:052-959-3303

### 貸付

収入が大きく減った方へ

緊急小口資金（特例貸付）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、少額の費用を貸付する制度

中区社会福祉協議会  
TEL:052-331-9951

総合支援資金（特例貸付）

失業等により日常生活全般に困難を抱える方に対し、生活支援金を貸付する制度

### 期間の延長等①

税金の申告・納付が困難な方へ

個人市民税・県民税の申告期限の延長

申告期限を4月15日まで延長

栄市税事務所個人市民税第一係 TEL:052-959-3303

納税の猶予制度

給与が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

栄市税事務所納税係 TEL:052-959-3301  
（軽自動車税については金山市税事務所軽自動車税係 TEL:052-324-9803）

軽自動車税（種別割）の課税上の取扱いの変更

三輪以上の軽自動車について、3月中に解体等を行い、解体等の日から15日以内に所定の手続きをした場合は、4月以降であっても、3月中に手続きがされたものとして、令和3年度の軽自動車税（種別割）の課税を行わないよう取扱いを変更

金山市税事務所徴収課  
TEL:052-324-9803

公共料金の支払いが困難な方へ

上下水道料金の支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な世帯等に対する支払猶予（検針日から最長で6箇月後の月末まで）

上下水道局千種営業所  
TEL:052-719-4614

2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 個人・世帯の方へ④

### 期間の延長等②

住民票、戸籍、  
マイナンバーに関する  
手続きをしたい方へ

住民基本台帳（住民票）の  
届出期間の延長

転入・転居・世帯変更等の住民票の異動手続きについて、異動した日から14日を経過した後も手続きできるよう届出期間を延長

マイナンバーカード  
交付期間の延長

マイナンバーカードの受取について、当分の間、交付通知書に記載された期限を経過した後も受取できるよう受取期間を延長

電子証明書の更新手続き

電子証明書の更新手続きについて、電子証明書の有効期限経過後も更新手続きが可能

中区役所市民課住民記録係  
TEL:052-265-2235  
" 2236

### 請求 郵送

住民票、戸籍、  
マイナンバーに関する  
手続きをしたい方へ

郵 送 に よ る  
転 出 届

転出届は、郵送によることが可能

住民票・戸籍などの証明書  
の 郵 送 請 求

住民票・戸籍などの証明書の請求は、郵送による請求が可能

中区役所市民課住民記録係  
TEL:052-265-2235  
" 2236

証明書交付センター  
TEL:052-683-9532

### 免除 手数料

融資や貸付等の  
手続きのために  
証明書が必要な方へ

住民票・戸籍などの証明書  
の 交 付 手 数 料 の 免 除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除

所得証明・納税証明などの  
市税に関する証明書  
の 交 付 手 数 料 の 免 除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除

中区役所市民課住民記録係  
TEL:052-265-2235  
" 2236

栄市税事務所管理係  
TEL:052-959-3300

2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ①

### 相談

経営等について  
ご相談したい方へ

経営相談

中小企業診断士などの資格を持つマネージャーが、創業、経営など経営について無料の窓口相談を実施(要予約)

名古屋市新事業支援センター  
TEL:052-735-0808

金融相談窓口

資金繰り・融資などに関して、専門の相談員が相談を受付

経済局中小企業振興課  
TEL:052-735-2000

### 給付①

従業員に子どもが  
いる方へ

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日当たり8,330円(令和2年4月1日以降に取得した休暇は15,000円)を上限に賃金相当額を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

フリーランスで子どもが  
いる方へ

小学校休業等対応支援金

小学校等が休校で休業したフリーランスの方に1日当たり4,100円(令和2年4月1日以降は、7,500円)(定額)を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

従業員へ休んで  
いただく方へ

雇用調整助成金  
(コロナ特例)

事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

留守家庭児童  
育成会の方へ

新型コロナウイルス感染症  
対策利用料減免助成

本市からの要請に基づき利用を自粛した保護者の利用料を減免した場合、1日当たり日割り計算による利用料を上限に利用料の減免額分を助成

子ども青少年局放課後事業推進室  
TEL:052-972-3092

2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ②

### 給付②

愛知県の営業時間短縮の要請にご協力いただいた方へ

愛知県感染防止対策協力金  
(2月8日から3月21日実施分)

愛知県の要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者の方へ協力金を交付  
対象地域: 愛知県全域  
要請期間: ①2月8日から2月28日  
②3月1日から3月21日  
交付金額: ①1施設1日あたり6万円  
②1施設1日あたり4万円  
申請期限: 令和3年4月23日(消印有効)

協力金コールセンター  
TEL:052-228-7310

※営業時間短縮、「安全・安心宣言施設」PRステッカー等については、県民相談総合窓口(コールセンター)へお問い合わせください。  
TEL:052-954-7453

愛知県感染防止対策協力金  
(3月22日から3月31日実施分)

愛知県の要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者の方へ協力金を交付  
対象地域: 名古屋市全域  
要請期間(予定): 3月22日から3月31日  
交付金額(予定): 1店舗あたり1日2万円  
(最大10日・20万円)  
申請期間: 愛知県にて調整中

県民相談総合窓口(コールセンター)  
TEL:052-954-7453

愛知県から営業時間短縮の要請をされていないが、緊急事態宣言の影響により売上が減少した方へ

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

令和3年1月発令の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に一時支援金を給付  
給付額: 売上減少に応じ決定(中小法人等: 上限60万円、個人事業者等: 上限30万円)  
売上減少対象期間: 1月~3月  
申請期限: 令和3年5月31日

一時支援金相談窓口  
TEL:0120-211-240  
(中小企業庁)

2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ③

### 融資①

資金繰りのため融資を受けたい方へ

セーフティネット保証  
4号・5号／危機関連保証

売上高が減少している中小企業者が、資金繰り支援を受けるため、対象中小企業者であることの認定の受付

経営安定資金  
(環境適応資金)

経営環境が急激に悪化している中小企業者の資金繰りを支援するため、融資制度の拡充

融資制度にかかる保証料免除

新型コロナウイルス感染症対策の4メニュー(限度額8,000万または1億円)を利用する方に対し、概ね3年間分の信用保証料を免除  
※ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金と併用可能

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金

実質無利子・無担保・保証料減免・据置最大5年かつ長期借入を低金利とした融資制度(限度額6,000万円) ※融資制度にかかる保証料免除と併用可能

経済局中小企業振興課  
TEL:052-735-2100

資金繰りのため融資を受けたい方へ

新型コロナウイルス感染症特別貸付

貸付上限:直接貸付6億円(別枠)(中小企業事業)8千万円(別枠)(国民事業)  
貸付期間:運転15年以内,設備20年以内(うち据置期間5年以内)  
前年もしくは前々年同月比で売上が5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付

貸付上限:衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)  
貸付期間:運転7年以内(うち据置期間2年以内)  
前年もしくは前々年同月比で売上が10%以上減少

日本政策金融公庫  
TEL:0120-154-505(平日)  
土日・祝日は以下のとおり  
0120-112476(国民)  
0120-327790(中小)

資金繰りのため融資を受けたい方へ

商工中金・危機対応融資

貸付上限:6億円  
貸付期間:運転15年以内,設備20年以内(うち据置期間5年以内)  
前年もしくは前々年同月比で売上が5%以上減少

商工組合中央金庫  
TEL:0120-542-711

2021年3月26日現在



# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ④

融資②

資金繰りのため融資を受けたい方へ

新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金

資金繰りが悪化している第二次救急医療を担う病院等を運営する医療法人(従業員301人以上)に対する無利子・無担保の融資  
償還期間:10年以内(うち据置期間3年以内)  
貸付上限:5億円(本市2.5億、県2.5億)

健康福祉局保健医療課  
TEL:052-972-2623

期間の延長等

税金の申告・納付が困難な方へ

個人市民税・県民税の申告期限の延長

申告期限を4月15日まで延長

栄市税事務所個人市民税第一係 TEL:052-959-3303

法人市民税及び事業所税の申告納付期限の延長

決算作業が間に合わず、期限までに申告納付が困難な場合等に、申告納付期限を延長

法人市民税:栄市税事務所法人市民税係 TEL:052-959-3305  
事業所税:栄市税事務所事業所税係 TEL:052-959-3306

納税の猶予制度

事業継続が困難となった等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

栄市税事務所納税係 TEL:052-959-3301  
(軽自動車税については金山市税事務所軽自動車税係 TEL:052-324-9803)

軽自動車税(種別割)の課税上の取扱いの変更

三輪以上の軽自動車について、3月中に解体等を行い、解体等の日から15日以内に所定の手続きをした場合は、4月以降であっても、3月中に手続きがされたものとして、令和3年度の軽自動車税(種別割)の課税を行わないよう取扱いを変更

金山市税事務所徴収課  
TEL:052-324-9803

公共料金の支払いが困難な方へ

上下水道料金の支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な事業者等に対する支払猶予(検針日から最長で6箇月後の月末まで)

上下水道局千種営業所  
TEL:052-719-4614

支援①

宿泊施設受入環境の支援を受けたい方へ

宿泊施設における受入環境の支援

旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等のインバウンド受入環境整備の取り組みを支援

観光庁観光産業課  
TEL:03-5253-8330

2021年3月26日現在



# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ⑤

### 支援②



2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ⑥

### 支援③

先端設備の導入を検討している方へ

固定資産税  
(家屋・償却資産)の軽減

中小事業者等の先端設備投資に対して固定資産税を最大3年間ゼロとする特例措置の対象資産に事業用家屋と構築物を追加、適用期限を2年延長予定

栄市税事務所  
家屋係 TEL:052-959-3308  
償却資産係 TEL:052-959-3309

公開空地等の再整備等による居心地が良く歩きたくなる空間づくりを検討している方へ

公開空地等環境整備助成金

公開空地等の所有者・管理者等に対して、公開空地等の滞在快適性を向上させるための再整備・物品調達に要した経費を助成(一建築敷地あたり上限50万円)

住宅都市局都心まちづくり課  
電話番号:052-972-2758

### 契約

本市の事業を受注している方へ

工事及び工事に関連する業務の一時中止措置等

工事及び工事に関連する業務の一時中止等の申出があった場合、必要に応じて一時中止等の措置を実施

契約における納期等の変更の対応について

納期等の見直しの申出があった場合、必要に応じて、納期の見直し等の措置を実施

各発注担当課へお問い合わせ下さい。

### 手数料免除

融資や貸付等の手続きのために証明書が必要な方へ

住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除

中区役所市民課住民記録係  
TEL:052-265-2235  
" 2236

所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除

栄市税事務所管理係  
TEL:052-959-3300

2021年3月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## その他窓口等

### 寄附

新型コロナウイルス感染症対策への寄附をお考えの方へ

ナゴヤ新型コロナ対策でらハートフル基金

新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附を募集

財政局資金課  
TEL:052-972-2308

### 窓口

外国人の方へ  
(がいこくじんのかたへ)

外国人市民への多言語情報発信、相談窓口  
(がいこくじんのかたへの  
そうだんまどぐち)

名古屋国際センターにおいて、外国人相談窓口を運営し、必要に応じて適切な専門機関を紹介。併せて、ウェブサイト、フェイスブックにて、9言語(日、英、ポ、ス、中、ハ、フィ、ベ、ネ)及び「やさしい日本語」による情報提供を実施。また、区役所・支所とセンターをつなぐタブレット端末によるテレビ電話やトリオホン(三者通話)による通訳を実施

名古屋国際センター  
(なごやこくさいせんたー)  
TEL:052-581-0100

不安や疲れを感じている方へ

名古屋市新型コロナウイルス  
こころのケア相談

不安や緊張が強い、イライラする、眠れない、同じことを繰り返し考えるなど、メンタルヘルスの不調を感じている方を対象に電話相談を実施※時間帯により電話番号が異なります

専用ダイヤル  
TEL:052-483-2185  
(平日の午前8:45~正午、午後1:00~5:00)  
TEL:052-212-9780  
(平日の午後5:00~10:00)

人権問題で困っている方へ

ソレイユプラザなごや  
人権相談

ソレイユプラザなごやにおいて、人権相談窓口を運営し、相談内容に応じて必要な情報を提供するほか、適切な専門相談機関等を案内

電話番号:052-684-7017  
(火曜日(祝休日の翌日を除く)から  
日曜日の午前9時から午後5時)

### 還付等

市の施設使用の  
取り止め等を行った方へ

施設使用料等の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、施設使用の取り止め・延期を行った場合の施設使用料等の還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

市の施設を借り受けて  
事業を行っている方へ

使用料・貸付料の  
支払の猶予  
休館期間中の  
使用料・貸付料の  
減免・還付

使用料・貸付料の支払が困難である場合、その支払を猶予

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設については、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

受講予定の講座が  
中止になった方へ

講座受講料の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、各講座担当課が講座を中止した場合の受講料の還付

各講座担当課にお問い合わせ下さい。

2021年3月26日現在